

苦介第1008号
令和2年12月15日

地域密着型サービス等事業所 各位

苫小牧市福祉部介護福祉課長

地域密着型サービス等事業所に係る提出書類の簡素化について（通知）

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素より本市の福祉行政につきまして、御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、令和2年3月6日付け老発0306第8号による厚生労働省老健局長通知を踏まえ、下記のとおり地域密着型サービス等事業所に係る提出書類の簡素化を実施します。

各地域密着型サービス等事業所においては、本通知の趣旨を十分御理解いただき、事業所における事務負担の軽減につなげていただくようお願いいたします。

記

1 目的

地域密着型サービス等事業所における事務負担の軽減を図り、もって地域密着型サービス等事業所において提供される介護サービスの質的向上に資することを目的とする。

2 実施内容

- (1) 新規指定申請、指定更新申請及び変更届の提出において、次の項目を削除し、それぞれ資料の提出を不要とする。
 - ア 申請者又は開設者の定款、寄附行為等（全てのサービス）
 - イ 管理者の経歴（認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護を除く各サービス）
 - ウ 役員の氏名、生年月日及び住所（全てのサービス）
 - エ 事業に係る資産の状況（全てのサービス）
- (2) 新たに指定を受ける事業所の指定申請や、所在地等を変更する事業所の指定更新申請及び変更届について、市の担当者が事業所を訪問することが難しい場合に限り、事業所内部の写真添付を求めるものとし、指定又は変更の前後に職員が事業所を訪問する場合は、写真の添付を求めないものとする。

(3) 提出書類への押印等の見直しとして、次の事項を実施する。

ア 新規指定、指定更新及び変更届について、次の文書を除き、押印不要とする。

(ア) 指定申請書（指定更新申請書）、変更届出書

(イ) 誓約書

(ウ) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書、介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書

イ その他の添付書類等への押印は不要とする。

ウ 登記事項証明書等の写しを添付する場合、原本証明は不要とする。

(4) 書類の提出方法等の見直しとして、次の事項を実施する。

ア 新規指定申請、指定更新申請及び変更届に係る書類は、原則として、電子メール又は郵送による提出とする。ただし、持参による提出を希望する場合は、持参による提出も可能とする。

イ 押印が必要な書類については、押印済みの書類をPDF化し、電子メールによる提出も可能とする。

ウ 新たに事業所の指定を受ける場合、すでに本市で複数の地域密着型サービス等事業所の指定を受けている法人等を除き、原則として一回以上、指定申請前に苫小牧市役所において対面の面談を行うものとする。

3 実施時期

令和3年1月1日

4 その他

事業所の廃止又は休止に係る届出については、その理由等を聞き取りする必要があることから、原則、従前どおり紙媒体の届出を持参すること。

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号
苫小牧市福祉部介護福祉課総務係（担当：佐久間）
TEL 0144-32-6340
FAX 0144-31-4526